

○東京都台東区保健所運営協議会条例

昭和50年 3 月26日

条例第 6 号

保健所法施行令第 6 条第 3 項に基づき制定

改正 平成 6 年 9 月30日条例第45号

平成13年 3 月27日条例第50号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、台東保健所に東京都台東区保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、区長が任命又は委嘱する委員30人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員として、ふさわしくないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、協議会の意見をきいて、委員を解任することができる。

(会長の設置及び権限)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、台東保健所長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(協議会の庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、台東保健所において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、台東区規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日において委嘱する委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和50年9月30日までとする。

付 則 (平成6年9月30日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年3月27日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。